

同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表三(一) 平十二・四・一以後終了事業年度分

御注意

2 1 「32」「13」欄には、「12」欄がマイナスであるときは、「7」欄の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載します。数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。

当期留保金額の計算	留保所得金額 (別表四「38の②」)	1	円	所得金額総計 (別表四「30の①」)	14	円
	法人税額 (別表一(一)「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「44」)	2		受取配当等の益金不算入額 (別表八「11」又は「22」)	15	
	住民税額の計算 住民税額の計算の基礎となる法人税額 (別表一(一)「2」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「44」) -別表六(一)「23」の計、-別表六(一)「14」-別表六(一)「20」 -別表六(一)「28」-別表六(一)「29」-別表六(一)「四」 「28」-別表六(一)「七」「20」-別表六(一)「八」「29」-別表六(一)「十一」「18」-別表六(一)「十二」「28」)	3		法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。)(別表四「16」)	16	
	住民税額 (3)×20.7%	4		技術等海外取引の所得の特別控除額 (別表十(一)「9」)	17	
	当期留保金額 (1)-(2)-(4)	5		新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(二)「40」)	18	
	期末資本の金額又は出資金額	6		特別自由貿易地域における認定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「16」)	19	
	同上の25%相当額	7		新規取得土地等に係る累積損金不算入負債利子額の損金算入額 (別表十五の二「9」又は「10」)	20	
	期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)	8		収用等の場合等の所得の特別控除額(別表十(五)「18」、「33」、「38」及び「43」)	21	
	合併により引き継いだ利益積立金額	9		肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十(六)「22」)	22	
	減資により払い戻した利益積立金額	10		特定子会社の子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額等	23	
	資本に組み入れた利益積立金額	11		課税済留保金額の損金算入額 (別表十六の三(二)「32」)	24	
	期末利益積立金額 (8)+(9)-(10)-(11)	12		課税対象留保金額の益金算入額 (別表十六の三(一)「40」)	25	
	積立金基準額 (7)-(12)	13		所得等の金額 (14)+(15)+(16)+(17)+(18)+(19)+(20)+(21)+(22)+(23)+(24)-(25)	26	
			所得基準額 (26)×35%	27		
			定額基準額 1,500万円× $\frac{1}{12}$	28		
			留保控除額 (13)、(27)と(28)のうち多い金額)	29		
			課税留保金額 (5)-(29)	30	0 0 0	

留保金額に対する税額の計算

課税留保金額		税額	
年3,000万円相当額以下の金額 (30)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額)	31	円	円
		0 0 0	(31)の10%相当額
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額((30-31)又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -31))のいずれか少ない金額)	32	0 0 0	(32)の15%相当額
年1億円相当額を超える金額 (30)-(31)-(32)	33	0 0 0	(33)の20%相当額
計(30) (31)+(32)+(33)	34	0 0 0	計 (35)+(36)+(37)
			38